

平成 27 年 5 月 28 日
株式会社日本政策金融公庫

「外貨貸付（米ドル）」を全国初適用

～今年度制度創設した「外貨貸付」を中小企業 7 社に実施～

日本政策金融公庫（略称：日本公庫）中小企業事業は、海外展開しているお取引先 7 社に対し、全国で初めて「外貨貸付（海外展開・事業再編資金）」を適用し、今般、計 192 万米ドルの融資（円貨 227 百万円相当（注1））を実施しました。

「外貨貸付」は、中小企業・小規模事業者の海外での事業展開を支援する融資制度です。お取引先からの外貨による資金調達ニーズに対応するため、本年 4 月から同制度をスタートさせました。

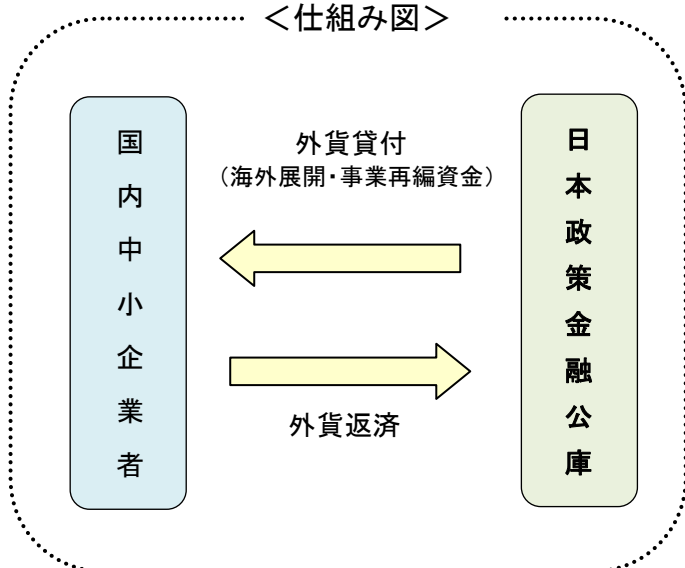
日本公庫は、国の施策に基づく政策金融機関として、今後とも本融資制度を活用し、海外展開を行う中小企業・小規模事業者を積極的に支援していきます。

（注1）1 米ドル=118 円で換算。

<本制度の特徴>

- 外貨（米ドル）を直接借入でき、為替リスクを低減できます。
- 融資資金は設備資金 15 年以内、運転資金 7 年以内で長期の安定資金としてご利用いただけます。
- 固定金利のため借入当初に返済金額が確定され、返済計画が立てやすくなります。

<仕組み図>



<資金使途（例）>

（設備資金）

- ✓ 海外の法人企業に対する出資・転貸（設備資金）
- ✓ 海外の法人企業に対する設備の貸与
- ✓ 海外における事業所の設置・拡張

（運転資金）

- ✓ 海外の法人企業に対する転貸（運転資金）
- ✓ 国内中小企業者の増加運転資金
- ✓ 事前調査や手続きに必要な資金
- ✓ 海外展開事業の再編のための債務の返済資金

<本制度適用先7社の概要>

| | | | | | |
|--|---------|------|-----|------|--------------|
| 企業名 | 株式会社ユウワ | | 代表者 | 渡辺 稔 | |
| 所在地 | 長野県小諸市 | 取扱支店 | 松本 | 業種 | 他の工業用プラ製品製造業 |
| <p><事業の概要> 今回、ベトナムで増資を実施する YUWA VIETNAM CO., LTD は、スマホ・医療・車載部品などプラスチック製品の成型業者であるユウワグループのベトナム現地法人。同グループは、取引先の海外進出に伴い、中国・ベトナムに進出し、コスト競争力を高め、事業拡大している。</p> <p><今回の資金のお使い途> 今般、増資により最新鋭の生産設備を導入すると共に(株)ユウワからの技術指導によりベトナムでの金型技術の向上に取り組み、グループ全体として競争力強化を図る計画である。</p> | | | | | |

| | | | | | |
|---|-----------|------|-----|-------|-------------|
| 企業名 | 株式会社山口製作所 | | 代表者 | 山口 憲三 | |
| 所在地 | 静岡県沼津市 | 取扱支店 | 静岡 | 業種 | ボルト・ナット等製造業 |
| <p><事業の概要> 日系自動車メーカーの海外進出に対処するために、平成 25 年にインドネシアに現地法人を設立。日系自動車部品メーカーに対し、ヘッドランプ用の樹脂及び金属アジャスティングスクリュー、パワーウィンドウモーター用のオピニオンシャフト等の製造・販売を行っている。</p> <p><今回の資金のお使い途> インドネシア現地法人は、主として PT. INDONESIA KOITO、MITSUBA PHILIPPINES CORP 向けに自動車用部品の製造、販売を行っている。このたびの融資は、こうした海外展開事業の拡大に必要な運転資金として利用するものである。</p> | | | | | |

| | | | | | |
|---|-----------|------|-----|------|---------------|
| 企業名 | メタルラボ株式会社 | | 代表者 | 稲山 誠 | |
| 所在地 | 愛知県犬山市 | 取扱支店 | 名古屋 | 業種 | 自動車部分品・附属品製造業 |
| <p><事業の概要> 自動車部品等の金属プレス製品の製造、組み立てを行っている。</p> <p><今回の資金のお使い途> タイ現地法人は、主として自動車部品等の組み立てを行っている。今後は、海外での事業拡大が見込まれ、今般の追加出資分は運転資金として利用するものである。</p> | | | | | |

| | | | | | |
|--|----------|------|-----|-------|---------------|
| 企業名 | 株式会社日新精工 | | 代表者 | 武田 正浩 | |
| 所在地 | 愛知県一宮市 | 取扱支店 | 名古屋 | 業種 | 金型製造及び樹脂製品製造業 |
| <p><事業の概要> 中国現地法人は、自動車エンジン吸気部品のインテークマニホールド、シリンダーヘッドカバーの企画、設計及び製造を行っている。</p> <p><今回の資金のお使い途> 今次増資の資金使途は、中国自動車大手メーカーにインテークマニホールド等が採用されたことから、量産開始に対応するための機械設備。このたびの融資は、こうした海外展開事業の拡大に必要な設備資金として利用するものである。</p> | | | | | |

| | | | | | |
|--|----------|------|-----|-------|-------------|
| 企業名 | 昭和精工株式会社 | | 代表者 | 植野 徳仁 | |
| 所在地 | 大阪府岸和田市 | 取扱支店 | 堺 | 業種 | 玉軸受・ころ軸受製造業 |
| <p><事業の概要> 自動車部品である、ベアリングやリダクションギアの製造を行っている。</p> <p><今回の資金のお使い途> アメリカ現地法人は、自動車用ベアリング部品等の生産を行っている。このたびの融資は、こうした海外展開事業の拡大に必要な運転資金として利用するものである。</p> | | | | | |

| | | | | | |
|--|--------------|------|-----|-------|---------|
| 企業名 | 株式会社ティーアールエス | | 代表者 | 橋本 輝夫 | |
| 所在地 | 岡山県岡山市 | 取扱支店 | 岡山 | 業種 | 医療用品製造業 |
| <p><事業の概要> 当社はガイドワイヤー（血管内に通し、患部の検査や治療に使用されるカテーテル類を誘導する医療器具）の製造業者。大手業者が過半を占めるガイドワイヤー市場で、フィリピン現地法人との連携により安定した品質と低価格を両立させ、受注を伸長させている。</p> <p><今回の資金のお使い途> このたびの融資は、フィリピン法人の受注増に対応した工場増築資金（製造工程等を国内で遠隔モニターできる体制を整備）として利用するものである。</p> | | | | | |

| | | | | | |
|---|----------|------|-----|-------|--------|
| 企業名 | 奥村鍛工株式会社 | | 代表者 | 吉田 健二 | |
| 所在地 | 岡山県和気郡 | 取扱支店 | 岡山 | 業種 | 鍛工品製造業 |
| <p><事業の概要> 当社は日系自動車メーカーの1次サプライヤーであり、主に駆動系部品を熱間鍛造にて製造。平成19年にタイに海外法人を設立し、事業拡大を図っている。</p> <p><今回の資金のお使い途> タイ法人においても自動車用駆動系部品の製造を手掛けており、このたびの融資は同社の海外展開事業の拡大に必要な運転資金として利用するものである。</p> | | | | | |

「外貨貸付（海外展開・事業再編資金）」の概要

（取扱事業：中小企業事業）

| | 制度概要 |
|---------|--|
| 融 資 対 象 | <p>次の1または2に当てはまる方</p> <p>1 経済の構造的変化に適応するために海外展開することが経営上必要であり、次の（1）～（3）に当てはまる方</p> <p>（1）開始または拡大しようとする海外展開事業が、当該中小企業の本邦内における事業の延長と認められる程度の規模を有するものであること。</p> <p>（2）本邦内において、事業活動拠点（本社）が存続すること。</p> <p>（3）経営革新の一環として、海外市場での取引を進めようとすること。</p> <p>2 海外における経済の構造的変化などに適応するために次の（1）及び（2）を満たす方</p> <p>（1）海外直接投資に係る海外展開事業を再編（全部または一部を廃止することを含む。）することが経営上必要であること。</p> <p>（2）本邦内における事業活動は継続し、中長期的にみて発展することが見込まれること。</p> |
| 資 金 使 途 | 当該事業を行うために必要な設備資金および運転資金 |
| 通 貨 | 米ドル |
| 融 資 限 度 | <p>中小企業事業：7億2,000万円（うち運転資金2億5,000万円）</p> <p>※日本円と米ドルとの合算で計算します。米ドルの貸付限度額は公庫所定の為替レートで円換算して計算します。</p> |
| 融 資 期 間 | <p>設備資金 15年以内（うち据置3年以内）</p> <p>運転資金 7年以内（うち据置2年以内）</p> |
| 割 賦 期 間 | 6ヵ月または12ヵ月 |
| 融 資 利 率 | 信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。 |
| 償 還 方 法 | 割賦償還又は期限一括償還（5年以内） |
| 保 証 人 | 一定の要件を満たす場合には、経営責任者の方の個人保証を免除又は猶予する制度をご利用いただけます。 |